

県立学校における生理用品の常備について

県立学校６校において６月から試験的常備を実施し、児童生徒のニーズ及び、教員の適切な支援のあり方等について調査を行いました。

その結果を踏まえ、従来の保健室等への常備に加えて、学校内に非対面で生理用品を常備する場所を新たに複数箇所設置するとともに、生理に関する相談体制の更なる充実を図ります。

1 経緯

- 生理用品については、全ての県立学校において、様々な理由で用意できない児童生徒のために、保健室や職員室に常備し、生理用品の配付と併せて、児童生徒の悩みに対応している。
- 県教育委員会では、本年６月から試験的に県立学校６校で、これまでの保健室や職員室に加え、カウンセラー室や教室に近いトイレにも生理用品を常備した。
- ７月末にアンケートを行い、児童生徒のためにどのような提供方法がいいか検証した。

2 県立学校６校での試験的常備の結果

回答数 536 人（検証時在籍女子生徒数 806 人、回答率 66.5%）。

- 期間中に生理用品を使用した生徒の割合は、14%。

主な理由	自宅から持参するのを忘れたから	49%
	そこに置いてあったから	26%
	その他（急に生理が始まった、準備したが足りなくなったなど）	25%

- 生理用品の入手・購入に苦労していると答えた割合は9%。
- 常備希望場所はトイレ個室が81%と多く、トイレ共用部15%、保健室2%。
- 非対面による常備は、養護教諭等不在時にも使用できるメリットがあるという回答が得られた。

3 実施方法

- 非対面で生理用品を常備する場所を複数箇所設置（相談室・教室近くのトイレ等）
- 生理に関する相談体制の更なる充実（生理の困りごとについての相談窓口を周知し、児童生徒の悩みに対応する）

4 今後のスケジュール

学校ごとに児童生徒・保護者に周知し、９月から順次取り組み、10月初旬にはすべての県立学校で実施予定。